

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づき監査をしたので、同条第 9 項の規定により次のとおり公表します。

平成 31 年 3 月 20 日

新潟市監査委員	高井 昭一郎
同	伊藤 秀夫
同	渡辺 有子
同	加藤 大弥

監査結果の報告

第 1 基準に準拠している旨

監査委員は、新潟市監査委員監査基準（平成 29 年 3 月 27 日監査委員訓令第 1 号）に準拠して監査を行った。

第 2 監査の種類

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づく定期監査

第 3 監査の対象

建築部	公共建築第 2 課
東区役所	建設課
秋葉区役所	建設課、産業振興課
西区役所	建設課
監査実施工事の関連部署	

第 4 監査の範囲

- 1 建築工事 (1) 平成 29 年度に契約した当初設計金額 1,000 万円を超える建築工事、電気設備工事及び機械設備工事で、竣工期限が平成 30 年度の工事
(2) 平成 30 年度に契約した当初設計金額 1,000 万円を超える建築工事、電気設備工事及び機械設備工事
- 2 土木工事 平成 29 年度及び平成 30 年度に契約した、当初設計金額 250 万円を超える工事
なお、設計及び施工を依頼された工事も含む。

第 5 監査の実施時期

平成 30 年 9 月 11 日～平成 31 年 3 月 20 日

第 6 監査の主な実施内容及び着眼点

監査範囲のうちから契約額、工種、進捗率、設計変更の有無等を基に工事を抽出し、工事が設計図書どおりに施工されているか、実施設計が適切になされているかを基本に、安全性、経済性、効率性、有効性の観点にも留意し、関係書類の審査、聴き取り調査及び現地調査を実施した。

監査の主な着眼点は以下のとおりである。

- 1 設計は設計指針、技術基準、積算基準等に基づき適切に行われているか。
- 2 設計は十分な現地調査が行われ、現場条件に合致した適切なものとなっているか。
- 3 設計及び工事内容は、長寿命化や将来における維持管理などが考慮されているか。
- 4 受託者との打合せや協議は、書類により適正な手続きで行われているか。
また、設計委託成果品の履行の確認は適切に行われているか。
- 5 工事請負契約は適正に行われているか。
- 6 関係機関との調整は適切に行われているか。
- 7 工程管理、安全管理は適切に行われているか。
- 8 各種承諾図書、工事記録写真等の提出書類は適正に作成、管理されているか。
- 9 工期変更、設計変更の理由・内容・時期は適切か。

第7 監査実施工事

【工事別集計一覧（監査実施・現地監査）】

区分	監査実施金額	件数	現地監査金額	件数
建築、電気設備及び 機械設備工事	1,628,488,800	20	1,628,488,800	20
土木工事	1,061,924,400	50	681,156,000	23
合計	2,690,413,200	70	2,309,644,800	43

※金額欄は当初契約金額の集計

【建築、電気設備及び機械設備工事】

建築部 公共建築第2課

No.	年度	工事番号	工事名	当初契約金額	現地
1	30	建二第 2 号	牡丹山小学校大規模改造工事	227,772,000	○
2	30	建二第 7 号	山瀉小学校大規模改造衛生冷暖房設備工事	47,520,000	○
3	30	建二第 8 号	木戸中学校大規模改造衛生冷暖房設備工事	36,072,000	○
4	30	建二第 14 号	竹尾小学校大規模改造電気設備工事	18,576,000	○
5	30	建二第 15 号	木戸中学校大規模改造工事	137,592,000	○
6	30	建二第 16 号	木戸中学校大規模改造電気設備工事	32,508,000	○
7	30	建二第 21 号	味方小学校大規模改造衛生冷暖房設備工事	58,860,000	○
8	30	建二第 24 号	亀田小学校大規模改造工事	154,008,000	○
9	30	建二第 26 号	竹尾小学校大規模改造衛生冷暖房設備工事	12,204,000	○
10	30	建二第 28 号	亀田小学校大規模改造衛生冷暖房設備工事	54,432,000	○
11	30	建二第 34 号	竹尾小学校大規模改造工事	119,016,000	○
12	30	建二第 35 号	山瀉小学校大規模改造工事	171,720,000	○
13	30	建二第 36 号	山瀉小学校大規模改造電気設備工事	26,352,000	○
14	30	建二第 47 号	瀉東中学校仮設校舎設置工事	39,960,000	○
15	30	建二第 50 号	牡丹山小学校大規模改造衛生冷暖房設備工事	162,864,000	○
16	30	建二第 51 号	牡丹山小学校大規模改造ガス設備工事	10,324,800	○
17	30	建二第 52 号	味方小学校大規模改造電気設備工事	57,348,000	○
18	30	建二第 53 号	亀田小学校大規模改造電気設備工事	26,568,000	○
19	30	建二第 55 号	牡丹山小学校大規模改造電気設備工事	69,012,000	○
20	30	建二第 70 号	味方小学校大規模改造工事	165,780,000	○
計				1,628,488,800	

【土木工事】

東区役所 建設課

No.	年度	工事番号	工事名	当初契約金額	現地
1	29	東建第 1号	東4-66号線舗装修繕工事	9,828,000	
2	29	東建第 17号	主要地方道新潟港横越線(下木戸1丁目地区)舗装工事	22,680,000	○
3	29	東建第 19号	主要地方道新潟港横越線(下木戸3丁目他地区)舗装工事	11,232,000	○
4	29	東建第 203号	南紫竹江南線歩道改良工事	35,856,000	
5	29	東建第 206号	東7-29号線雨水排水施設改良工事	9,180,000	
6	29	東建第 208号	卸新町交差点改良工事	10,692,000	○
7	29	東建第 209号	東3-264号線他側溝改良工事	16,740,000	
8	29	東建第 210号	東6-98号線歩道改良工事	23,544,000	○
9	29	東建第 214号	牡丹山5丁目地内背割排水路改良工事	6,548,400	
10	29	東建第 226号	東3-565号線道路改良工事	16,848,000	
11	29	東建第 227号	東3-360号線側溝改良工事	9,288,000	
12	29	東建第 232号	松崎公園内防火水槽設置工事	8,337,600	○
13	29	東建第 233号	東7-2号線道路改良工事	14,688,000	
14	29	東建第 501号	じゅんさい池公園(東池)東屋設置工事	7,387,200	○
15	29	東建第 502号	白新線公園整備工事	13,500,000	
16	29	東建第 503号	河渡中央公園トイレ取替工事	8,089,200	○
17	29	施設第 3号	東中野山小学校グラウンド改修工事	34,560,000	
18	30	東建第 202号	東1-16号線歩道改良工事	31,644,000	○
計				290,642,400	

秋葉区役所 建設課

No.	年度	工事番号	工事名	当初契約金額	現地
1	29	秋建第 1号	蒲ヶ沢地内排水ポンプ設備工事	5,508,000	○
2	29	秋建第 5号	小須戸1-121号線道路改良工事	26,568,000	○
3	29	秋建第 6号	新津4-19号線他排水路改良工事	29,052,000	○
4	29	秋建第 12号	新津1-30号線道路改良工事	4,374,000	
5	29	秋建第 13号	小阿賀野川水辺ふるさとライン公園施設整備工事	9,115,200	
6	29	秋建第 106号	市道小須戸1-277号線他融雪施設(補修)メインパイプ打換え工事	32,400,000	○
7	29	秋建第 109号	市道大関朝日線他舗装修繕工事	9,504,000	
8	29	秋建第 401号	一般国道460号融雪施設(補修)メインパイプ打換え工事	26,136,000	○
9	29	秋建第 405号	主要地方道新潟小須戸三条線(水田地内)舗装修繕工事	9,720,000	
10	30	秋建第 5号	天ヶ沢1号線他道路改良工事	9,072,000	○
11	30	秋建第 101号	市道荻川新津線舗装修繕工事	22,572,000	
12	30	秋建第 105号	市道小須戸1-244号線消雪井戸修繕工事	9,450,000	○
計				193,471,200	

No.	年度	工事番号	工事名	当初契約金額	現地
1	29	秋産第 6 号	農地耕作条件改善事業 北潟地内排水路整備 工事	8,694,000	
2	29	秋産第 8 号	農地耕作条件改善事業 結地内排水路整備二 次工事	6,663,600	
計				15,357,600	

西区役所 建設課

No.	年度	工事番号	工事名	当初契約金額	現地
1	29	西建第 1 号	黒埼出張所駐車場整備工事	19,872,000	
2	29	西建第 4 号	新通小学校分離新設校建設予定地造成工事	148,608,000	○
3	29	西建第 13 号	一般国道 402 号飛砂防止柵修繕工事	42,120,000	○
4	29	西建第 24 号	寺地排水路改良工事	44,496,000	○
5	29	西建第 29 号	一番堀排水路改良（その 1）工事	21,384,000	○
6	29	西建第 35 号	市道五十嵐町線（内野町地内）自転車走行空 間整備工事	5,886,000	
7	29	西建第 36 号	市道五十嵐町線（内野山手 1 丁目地内）自転 車走行空間整備工事	12,420,000	
8	29	西建第 38 号	主要地方道新潟寺泊線路面標示設置工事	7,776,000	
9	29	西建第 40 号	文京町五十嵐二の町線 2 号（寺尾北 1 丁目他） 側溝改良工事	25,812,000	○
10	29	西建第 42 号	槇尾前野外新田線側溝新設工事	11,664,000	
11	29	西建第 43 号	一般国道 402 号舗装工事	104,112,000	○
12	29	西建第 47 号	寺尾中央公園トイレ改修整備工事	11,016,000	
13	29	西建第 56 号	平島大野線 1 号舗装修繕工事	8,899,200	
14	29	西建第 59 号	文京町五十嵐二の町線 2 号（五十嵐歩道）道 路改良工事	17,280,000	
15	29	西建第 61 号	曾和小見郷屋線道路改良（その 2）工事	37,800,000	
16	29	西建第 64 号	西南 2-57 号線道路改良工事	10,476,000	
17	30	西建第 10 号	一般国道 402 号人工砂丘築造工事	16,416,000	○
18	30	西建第 11 号	一般国道 402 号飛砂対策工事	16,416,000	○
計				562,453,200	

第 8 監査の結果

監査の結果、計画・設計・積算・施工及び監理については、建築、電気設備、機械設備及び土木に関連した設計指針、技術・積算基準及び各種特記仕様書などに基づき、概ね適正に行われており、特に指摘すべき事項は見られなかったが、以下の軽微な事項及び現状確認事項については、関係所属長に通知し、改善又は検討を求める。

主な事項は以下のとおりである。

1 軽微事項

(1) 設計に関すること

- ア 換気扇の前面に暗幕を設置したことにより、暗幕使用時に換気扇の排気量を低減させ、建築と機械設備の設置調整がおこなわれていない設計であったもの

- イ 設置期間3年半の仮設昇降口棟及び仮設渡り廊下棟において住宅省エネルギー基準を準用し高価な断熱仕様の設計をおこなったもの
 - ウ 備品である移動式の野菜調理機用シンク及び高速度ミキサーを工事費として計上したもの
- (2) 計画及び設計に関すること
- ア 歩道改良工事において、放流先の雨水排水施設の事前調査検討が不十分なため側溝と集水マス間の連絡管が常時湛水しているもの
 - イ 道路改良工事の側溝断面検討において、「道路土工要綱」の標準時間降雨強度(新潟地域 80 mm/時)に基づき雨水流出量を算出すべきところ、小須戸地区の下水道計画時間降雨強度(38 mm/時)を採用したことから側溝の排水能力を不適切に設計したもの
- (3) 積算に関すること
- ア 請負額の結果により、契約保証費の未計上処理をすべきところ、変更時に減額しなかったもの
- (4) 設計及び施工に関すること
- ア 舗装修繕工事において、修繕区間の延伸に伴い3割強の増工を招いたもの
- (5) 施工及び監理に関すること
- ア 工事費の増減を伴う打合せ簿において、所属長決裁を行うべきところ係長決裁としていたもの

2 現状確認事項

(1) 計画及び設計に関すること

- ア 歩道を有する交差点部における点字ブロックの敷設について、歩道改良工事では原形復旧を基本としており、点字ブロックの必要性を検討せず、敷設基準が明確でないもの

新潟県福祉のまちづくり条例では、公共施設等の新設において福祉のまちづくりを推進して行くために、整備マニュアルに整備基準を定め、これに沿った施設づくりを推進するよう努めるものとされている。道路における案内標識等の整備基準では、「視覚障がい者の注意を喚起し、誘導する場合は、必要に応じて注意喚起用床材又は誘導用床材を敷設する」とされている。当該の2工事では、点字ブロック等は原形復旧を基本としており、横断歩道における点字ブロックの敷設の必要性については検討していなかった。

しかしながら、道路上に設置する点字ブロック等は、地区の状況を勘案し、「福祉のまちづくり条例」に基づく整備視点を踏まえ、バリアフリーの重点地区以外の地区における整備は必要であり、基本的な敷設基準を明確にし、道路改良工事等において適正に運用されるよう検討されたい。